平成２７年（フ）第１２０５号
福岡市博多区南八幡町１丁目６番19号、前住所福岡市博多区諸岡５丁目14番６―303号
債務者　波多野宏典
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６７号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―109号
債務者　筒井　敬喜
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１１号
福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―406号
債務者　原田　大志
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８号
群馬県安中市安中４丁目５番17号
債務者　山崎　　悟
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多湖　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３１６号
新潟市江南区藤山１丁目２番13号
債務者　坪谷　康雄
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４１号
金沢市西金沢３丁目１番地５
債務者　和菓子司福屋こと　福田　義弘
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４１１号
大阪府箕面市萱野１丁目７番６号（106号）
債務者　戎　　央
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３号
岡山県玉野市和田３丁目15番１号
債務者　眞鍋　照雄
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
広島県三原市宮沖１丁目18番２―302号
債務者　阿藻　公恵
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２０３号
香川県高松市木太町1059番地　コーポ八坂305
債務者　上原　栄治
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３０１０号
大阪府守口市八雲西町４丁目27番５―303号
債務者　谷口　一元
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４１号
大阪市生野区田島４丁目５番18号
債務者　小林章浩こと　ＭＯ　ＪＡＮＧＨＯ　牟　　章浩
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５４号
大阪市天王寺区上汐４丁目５番１―203号
債務者　福山　　凌
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８０号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目19番８号　ＦＦＬＡＴ元町　101号室
債務者　安住　　悠
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８４号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番18号グランドール新石切301号
債務者　坂井　治美
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５２１号
大阪府池田市緑丘２丁目４番14号、住民票上の住所京都市右京区西京極郡町75番地　加藤マンション103号
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５２号
大阪市西淀川区御幣島６丁目12番10号　サントル・リヴァージュ参番館602号室
債務者　宮崎麻衣こと　宮崎　麻衣（旧姓堂岡・中川）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部